

独立行政法人森林総合研究所中期計画

農林水産省指令 19林整研第1474号

平成20年4月1日

独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターは、平成19年4月1日に統合し、新たに独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）として、森林・林業・木材産業に関する総合的な試験及び研究等並びに森林整備に不可欠な林木の優良品種の開発及び普及等の事業（以下「林木育種事業」という。）を一体的に推進する体制を整備したところである。

今後、研究所は、森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業の発展、さらには山村地域の活力の向上に貢献するため、これらに関する諸問題の解決と取組の促進に向けて試験及び研究等並びに林木育種事業を効率的かつ効果的に実施する。

試験及び研究等については、開発研究の3分野（「地球温暖化対策に向けた研究」、「森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究」及び「社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究」）及び森林・林業・木材産業に関する研究の深化や科学技術の高度化に資するための基礎研究の2分野（「新素材の開発に向けた森林生物資源の機能の解明」及び「森林生態系の構造及び機能の解明」）を重点的に行う。さらに、これら重点分野の試験及び研究を確実に実施するため外部資金の獲得に努めるとともに、研究成果に対する評価結果を踏まえ、効率的かつ効果的な研究を推進し、その成果については広く公表し、国民への普及を促進する。

また、林木育種事業においては、多様な森林の整備に不可欠な林木の優良な新品種の開発とその種苗の生産・配布、「生物多様性国家戦略」（平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定）を踏まえた国家的資源である希少・貴重な林木遺伝資源や新品種の開発に不可欠な育種素材として利用価値の高い林木遺伝資源の収集・保存、さらには海外における持続可能な森林経営の実現に資するための林木育種分野の海外技術協力を推進するための事業を確実に実施する。

なお、試験及び研究等並びに林木育種事業の実施に当たっては、産学官の連携の促進を強化するとともに、国又は都道府県を始めとする関係機関との緊密な連携を図りつつ、我が国における森林・林業・木材産業に関する総合的な試験及び研究並びに林木育種事業を実施する機関としての役割を十全に果たしていくこととする。

さらに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務の実施に当たっ

ては、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の指摘などを踏まえ、役職員のコンプライアンスの徹底、入札改革と監視の強化、情報公開の一層の推進等を行い、事業等の適正な業務運営を行う。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費の抑制

(1) 試験・研究及び林木育種事業

業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも前年度の一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度以降の5年間に於いて、常勤役職員の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上削減する。

また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

以上に加え、管理部門等の効率化を行い、統合メリットを発現することにより、中期目標期間の最終事業年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を行う。

(2) 水源林造成事業等

機構から承継した水源林造成事業等について、事務及び事業の見直し、組織の見直し、運営の効率化を図るとともに、独立行政法人整理合理化計画に基づく横断的な雇用確保対策等が図られることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に機構の平成19年度経費と比較して、①一般管理費については35%、②人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については40%、③事業費については36%削減する。

2 効率的・効果的な評価の実施及び活用

・業務の質の向上と業務運営の効率化を図るため、自己評価を行うとともに、試験・研究及び林木育種事業について、外部専門家・有識者による研究評議会等での意見をその

運営に適切に反映させる。

- ・研究重点課題の自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行うとともに、複数の評価制度を取り入れ評価の効率化を図る。また、評価者及び被評価者の間における双方向コミュニケーション及び事後評価を導入する。
- ・研究所の運営に当たっては、組織単位ごとに自己評価を行うなど、計画、実施、点検及び対策のサイクルでその効率化を行う。
- ・研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行う。評価制度は不断の見直しを行い、組織内の良好な意思疎通を図るとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。
- ・一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、新たな評価制度の導入を検討する。

3 資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 資金

- ・中期計画の達成のため、運営費交付金による所内プロジェクトを活用して、研究資金の効率的運用に努める。
- ・外部資金の獲得のため、研究所に設置している研究戦略会議等において、外部情勢の把握及びプロジェクト企画の迅速化に努め、積極的に競争的研究資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。
- ・研究課題の評価結果に基づく研究資金の傾斜配分、外部資金獲得に対するインセンティブの付与等により、研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図る。

(2) 施設・設備

- ・研究の重点化に対応した共用施設の利用計画に基づき、研究施設の合理的な再配分を行い、効率的な利用を図る。
- ・共同研究等による試験及び研究の連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。
- ・施設及び設備、機械の保守管理については、業務の性格に応じて計画的に外部委託を行う。

(3) 組織等

- ・成果に対する評価結果及び政策・社会的ニーズに適切に対応するため、機動的な点検・見直しを行う。
- ・全国5か所に設置している試験地については、試験及び研究の目的の達成に必要な現地の調査体制を確保しつつ、要員の恒常的な配置の必要性について見直し、研究の

効率化を図る。

- ・全国93か所に設置している試験林については、その必要性の検討を行った後、3割減を目標に見直しを行う。
- ・全国4か所に設置している増殖保存園については、事業の達成に必要な体制を確保しつつ、育種場等に勤務する職員により業務を実行する等の改善によって効率化を図り、要員配置について所要の見直しを行う。
- ・管理部門の効率化を図るとともに、森林・林業・木材産業に関する試験研究と林木育種事業を一体的に実施するための体制を整備する。
- ・役職員の法令遵守に資するため、外部有識者等を含めたコンプライアンス委員会及び入札監視委員会を設置する。また、研究所が策定した「随意契約の見直し計画」を着実に実施するとともに、監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。
- ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約事務の適正な実施についてチェックを受ける。
- ・機構から承継した地方事務所については、中期目標期間中に事業が終了する6建設事業所について廃止するとともに、事業の進展、事業の内容・規模に応じた業務実施体制に整備する。

(4) 職員の資質向上

- ・研究職員については、社会の要請に応え様々な課題の解決に寄与していくという観点から、国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等に配慮し、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。
- ・学位取得の促進に努めるとともに、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努める。
- ・林木育種事業に係る都道府県職員等に対する講習及び指導の業務に従事する職員の資質の向上のための研修等の充実を図る。
- ・高度な専門知識が必要とされる業務については、的確な要員配置を行えるよう、各種研修に職員を参加させること等により、職員の資質の向上を図る。
- ・法令遵守や倫理教育を職員に徹底する。

4 管理業務の効率化

- ・総務部門については、業務内容の見直しを行い、効率的な実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化及び簡素化、文書資料の電子媒体化等の徹底により、管理業務の効率化を図る。また、施設の管理、見本園等の一般公開、健康診断、施設営繕等に係る事務については可能な限りアウトソーシングを行う。

- ・実験林管理等の研究支援業務については、業務内容の見直しを行い、真に常勤職員が担うべき業務以外は、アウトソーシング等を行い、効率化を図る。
- ・水源林造成事業等における建設工事、測量・建設コンサルタント等業務に係る入札事務については、段階的に電子入札を導入し、中期目標期間中にすべての一般競争入札について実施し、入札・契約事務の効率化を図る。

5 産学官連携・協力の促進・強化

- ・効率的な試験・研究及び林木育種事業の実施及び成果の利活用の促進のため、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間等との連携・協力を今後とも積極的に行う。
- ・国有林野を活用した試験・研究、検定林の設定、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。
- ・林野庁が主催し、都道府県等が参画する林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。
- ・林木遺伝資源に関係する諸機関が参加する林木遺伝資源連絡会の活動の促進を図る。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究の推進

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に資するよう社会ニーズに対応した試験及び研究を推進していくことの重要性を踏まえ、森林・林業・木材産業における課題の解決と新たな展開に向けた開発研究においては、「地球温暖化対策に向けた研究」、「森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究」及び「社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究」を進めるとともに、森林生物の機能及び森林生態系の動態の解明に向けた基礎研究においては、「新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明」及び「森林生態系の構造と機能の解明」を進める。特に、森林・林業基本計画で示された「地球温暖化対策に向けた研究」については重点的に遂行する。

また、試験・研究を支える基盤的な知識集積が必要であることから、試験・研究の基盤となる情報の収集と整備の推進を図るとともに、きのこ類等遺伝資源の収集及び保存を行う。

(1) 重点研究領域

ア 森林・林業・木材産業における課題の解決と新たな展開に向けた開発研究

(7) 地球温暖化対策に向けた研究

a 森林への温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発

京都議定書における第一約束期間以降の取組等に対応し、地球温暖化対策に貢献するため、森林に関わる温室効果ガス及び炭素動態を高精度に計測する手法、森林、木材製品等に含まれるすべての炭素を対象にした炭素循環モデル、温暖化が森林生態系に及ぼす影響を予測・評価する技術、荒廃林又は未立木地における森林の再生の評価・活用技術等の開発を行う。

b 木質バイオマスの変換・利用技術及び地域利用システムの開発

木質バイオマスの利用を推進して温暖化対策に資するため、間伐材、林地残材、工場残廃材、建築解体材等の効率的なマテリアル利用及びエネルギー変換・利用技術、地域に散在する未利用木質バイオマス資源の効率的な収集・運搬技術等の開発、木質バイオマスの変換、木材製品利用による二酸化炭素排出削減効果等のライフサイクルアセスメント（LCA）を行う。

(イ) 森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究

a 生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発

生物の多様性を保全するとともに、多発する獣類や病害虫による森林被害を防止し、健全な森林を維持するため、固有の生態系に対する外来生物又は人間の活動に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術等の開発並びに獣害発生機構の解明及び被害回避技術の開発を行う。

b 水土保持機能の評価及び災害予測・被害軽減技術の開発

健全な水循環の形成及び多発する山地災害・気象災害の軽減のため、環境変動、施業等が水循環に与える影響の評価技術、山地災害危険度の評価技術、治山施設・防災林等による被害軽減に関わる技術等の開発を行う。

c 森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発

健康で快適な空間として里山等の森林の利用促進を図るため、森林セラピー機能の評価・活用技術の開発、里山の保全・利活用及び森林環境教育システムの開発等を行う。

d 安全で快適な住環境の創出に向けた木質資源利用技術の開発

安全で快適性に優れた住環境を創出するため、地震等の災害に対して安全な木質構造体、木質建材からの化学物質の放散抑制技術、住宅の居住快適性の高度化技術の開発等を行う。

(ウ) 社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究

a 林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発

手入れの不足した森林の増加及び資源の質的劣化を防止するため、木材利用

部門と連携した活力ある林業の成立条件を解明するとともに、広葉樹林化等による多様な森林への誘導、路網と高性能林業機械の一体的な作業システム等、担い手不足に対応した新たな林業生産技術、持続可能な森林の計画・管理技術等の開発を行う。

b 消費動向に対応したスギ材等林産物の高度利用技術の開発

スギ材等の需要拡大を促進するため、市場ニーズに対応した新木質材料、省エネルギーで効率の良い高度な木材の乾燥・加工・流通システム、きのこの付加価値を高める技術等の開発を行う。

イ 森林生物の機能と森林生態系の動態の解明に向けた基礎研究

(ア) 新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明

a 森林生物の生命現象の解明

生物機能を活用した新技術の創出に資するため、森林生物のゲノム情報の充実に図り、遺伝子の機能及びその多様性、環境ストレス応答機構等樹木の生命現象の解明並びにきのこ類及び有用微生物の特性の解明を行う。

b 木質系資源の機能及び特性の解明

木質系資源からの新素材及び木質材料の開発に資するため、多糖類等樹木成分の機能及び機能性材料への変換特性並びに間伐材・未成熟材等の基礎材質特性及び加工時の物性変化の解明等を行う。

(イ) 森林生態系の構造と機能の解明

a 森林生態系における物質動態の解明

温暖化が森林生態系に与える影響の評価、公益的機能の発揮技術の向上等に資するため、森林生態系における物質動態の生物地球化学的プロセスの解明及び水・二酸化炭素・エネルギー動態の解明を行う。

b 森林生態系における生物群集の動態の解明

森林の二酸化炭素吸収源としての機能評価、生物多様性の保全、野生動物の適正管理等に資するため、森林に依存して生育する生物の種間相互作用等の解明並びに森林生態系を構成する生物個体群及び群集の動態の解明等を行う。

(2) 研究の基盤となる情報の収集と整備の推進

・全国に配置された収穫試験地や水文観測施設等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング、積雪観測等各種モニタリングを実施する。また、経常的な野外観測、野外観測試料の分析又は各種データ入力においては、アウトソーシングの導入を検討する。

・木材の識別情報等、収集・整備した情報をデータベース化するとともにウェブサイ

ト等を用いて公開する。

(3) きのご類等遺伝資源の収集及び保存

・ジーンバンク事業として、きのご類等の遺伝資源を500点探索・収集し、その特性の評価を行うとともに、独立行政法人農業生物資源研究所と連携協力して、遺伝資源の増殖・保存・配布を推進する。

2 林木育種事業の推進

安全で快適な国民生活の確保及び多様な森林整備に向け、林木の優良種苗の確保を図るため、花粉症対策等の社会的ニーズに対応した品種の開発及びその普及に取り組む。

また、絶滅の危機に瀕している林木遺伝資源の滅失の防止及び林木の新品種の開発に不可欠な育種素材の確保に資するため、林木遺伝資源の収集、保存等を行う。さらに、開発途上国等における持続可能な森林経営、熱帯林の減少・劣化の防止等に寄与するため、海外に対する林木育種に係る技術協力等を推進する。

(1) 林木の新品種の開発

中期目標期間中に、250品種を目標として、次に掲げる新品種の開発を行う。特に、花粉症対策に有効な品種、国土保全、自然環境保全等の機能の向上に資する品種の開発に重点的に取り組む。

ア 花粉症対策に有効な品種の開発

花粉生産の少ないヒノキ及びスギの新品種を開発するとともに、花粉生産の少ないスギ品種のアレルゲン含有量の測定・評価を行い、その特性情報を都道府県等に提供する。また、雄性不稔スギと成長、材質等の優れたスギ精英樹等との人工交配及びそれにより得られた苗木の育成を進める。

イ 地球温暖化の防止に資する品種の開発

二酸化炭素の吸収・固定能力の高いスギ及びトドマツの新品種を開発する。

ウ 国土保全、水源かん養及び自然環境保全の機能の向上に資する品種の開発

マツノザイセンチュウによる病害及びスギカミキリによる虫害に抵抗性を有する新品種を開発するとともに、マツノザイセンチュウ抵抗性品種間の人工交配により得られた第二世代抵抗性候補木の検定を進め、新品種を開発する。また、雪害に抵抗性を有するスギの新品種を開発する。さらに、耐陰性を有するスギ等の品種を開発するための新たな試験地の設定に着手するとともに、既設の試験地の調査結果を

分析・評価し、耐陰性を有するスギの新品種を開発する。加えて、ケヤキ等の広葉樹の優良形質候補木を用いたモデル採種林を造成する。

エ 林産物供給機能の向上に資する品種の開発

材質の優れたスギ及び成長の優れたアカエゾマツの新品種を開発する。また、スギ、ヒノキ等の検定林等の調査を進めるとともに、成長や材質等の優れたスギ及びヒノキの第二世代品種を開発するための人工交配、検定林の造成等並びに既設の実生苗を用いた検定林からの第二世代品種の候補木の選抜及び検定を進める。さらに、育林コストの削減に有効な特性を有するスギ及びヒノキの精英樹を選定し、その特性情報を都道府県等に提供する。

(2) 林木遺伝資源の収集・保存

貴重な林木遺伝資源が滅失することを防ぐとともに、多様な林木育種ニーズに対応した新品種の開発等を進めるため、中期目標期間中に、次に掲げる取組を実施する。特に、絶滅に瀕している種等の希少・貴重な林木遺伝資源の探索・収集に取り組む。

ア 探索・収集

①絶滅に瀕している種、南西諸島若しくは小笠原諸島の自生種、天然記念物等で枯損の危機に瀕している巨樹若しくは名木又は衰退林分で収集の緊急性の高いものについて、保存の必要性等を勘案しおおむね1,000点、②育種素材として利用価値の高いものについて、その利用上の重要性等を勘案しおおむね4,800点、③その他森林を構成する多様な樹種について、その必要性を勘案しおおむね200点、計6,000点を探索・収集する。

イ 増殖・保存

探索・収集した林木遺伝資源の増殖、成体、種子又は花粉の形態での適切な保存及び生息域内で保存されている絶滅危惧種の繁殖力を回復させるための取組に参画するとともに、生息域内保存林（林木遺伝資源保存林）のモニタリングに着手する。

ウ 特性評価

スギ、ケヤキ等について、特性評価要領に基づくDNA遺伝子型の判定を含む評価を進めるとともに、遺伝資源特性表を作成し、公表する。

エ 情報管理及び配布

林木遺伝資源に関する情報の提供、林木遺伝資源連絡会を通じた遺伝資源情報の

ネットワーク化の推進、都道府県・大学を含めた遺伝資源情報のデータベース化及び林木遺伝資源の配布を行う。

(3) 種苗の生産及び配布

- (a) 都道府県等における採種(穂)園の改良等に資するため、精英樹特性表の充実を図り、都道府県等に提供する。また、都道府県等が行う広葉樹の採種園の整備等に資するため、研究所が保存している広葉樹の育種素材についての各種情報を整理し、都道府県等に提供する。さらに、新品種等の展示林を都道府県等と連携して整備する仕組みについて検討を行うとともに、モデル的な展示林を整備する。
- (b) 新品種等の種苗について、都道府県等が配布を要望する期間内に配布する件数を全件数の90%以上とすることを目標として、計画的な生産を行い、適期に配布する。
- (c) 都道府県等を対象として、研究所が実施している種苗の生産及び配布、林木育種技術の講習及び指導等についてアンケート調査を行い、顧客満足度（5段階評価で3.5以上の評価を目標）を数値化し、その結果を評価・分析した上で、業務に反映させる。

(4) 林木の新品種の開発等に附帯する調査及び研究

ア 新品種等の開発及び利用の推進に必要な技術の開発

新品種等の開発及び利用の推進に必要な技術を開発するため、次に掲げる調査及び研究を行う。特に、広葉樹林の遺伝的管理、育種年限の短縮及び遺伝子組換えによる育種に必要な技術の開発のための調査及び研究に取り組む。

(イ) 花粉症対策に有効な品種の開発等に必要な技術の開発

花粉症の原因となる花粉を生産しない品種の開発等を進めるため、スギ及びヒノキの雄花着花性の遺伝様式の解明、雄性不稔スギ等の組織培養による効率的な大量増殖技術の改良並びにスギの雄性不稔遺伝子を保有する個体の探索及び相同性の確認を行う。

(ロ) 地球温暖化の防止に資する品種の開発に必要な技術の開発

地球温暖化の防止に資する二酸化炭素の吸収・固定能力の高い品種の開発を進めるため、ヒノキ、カラマツ等の実生系統の二酸化炭素吸収・固定能力の評価・検定手法の開発及び品種開発に伴う林分の二酸化炭素吸収・固定量の増加に係る予測手法の開発を行う。

(ハ) 国土保全、水源かん養及び自然環境保全の機能の向上に資する品種の開発等に必要な技術の開発

森林の公益的機能の向上に資する品種の開発等を進めるため、マツノザイセンチ

ユウ抵抗性及びスギ雪害抵抗性の第二世代品種の選抜・検定手法の開発を行う。

(エ) 林産物供給機能の向上に資する品種の開発に必要な技術の開発

資源の循環利用を進める上でより優れた特性を持つ品種の開発を進めるため、成長、通直性及び材質の一段と優れた第二世代品種の選抜・検定手法の開発、遺伝的特性を総合的に予測する系統・個体評価技術の充実並びに材質形質の早期検定による選抜手法の開発を行う。

(オ) 広葉樹林の遺伝的管理に必要な技術の開発

ケヤキ等広葉樹の初期成長、開葉フェノロジー等の調査、有用広葉樹の種苗配布区域の検討に必要な基礎情報を得るためのDNA分析及び遺伝子かく乱の実態等についての調査並びにミズナラ天然林の遺伝的多様性に配慮した諸形質の改良手法の開発を行う。

(カ) 育種年限の短縮及び遺伝子組換えによる育種に必要な技術の開発

林木の新品種を開発を効率的に進めるため、クロマツの連鎖地図の作成、マツノザイセンチュウ抵抗性と連鎖したDNAマーカーを含む領域の検出、アカマツ及びクロマツにおけるマツノザイセンチュウ抵抗性を検定するためのDNAマーカーの開発、スギ精英樹家系に雄性不稔化する遺伝子を導入した組換え体の作出及び組換え体の野外栽培試験における評価手法の開発を行う。

(キ) 新品種等の利用の推進等に必要な技術の開発

開発した新品種の普及の促進等を図るため、さし木苗の効率的な生産技術の開発、ヒノキ採種園の交配実態の解明並びにスギ検定林の調査結果を用いた育種区及び種苗配布区域に関する検討を行う。

イ 林木遺伝資源の収集、分類、保存及び特性評価に必要な技術の開発

林木遺伝資源の収集、分類、保存及び特性評価に必要な技術を開発するため、次に掲げる調査及び研究を重点的に行う。

(ア) 収集・分類技術の開発

林木遺伝資源の探索・収集等を戦略的かつ効率的に進めるため、GIS技術を用いた探索・収集技術の開発及びスギ遺伝資源のDNAマーカーによる分類技術の開発を行う。

(イ) 保存技術の開発

林木遺伝資源のより適切な保存を進めるため、生息域内保存林におけるケヤキ等の保存対象樹種のDNAマーカーによる遺伝的構造及び交配実態の解明、ヤクタネゴヨウの効果的な生息域外保存技術の開発並びにスギ遺伝子保存林の再造成技術の開発を行う。

(ウ) 特性評価技術の開発

林木遺伝資源の特性評価を適切に進めるため、ケヤキの地理的変異及びトガサワラの遺伝変異を解明する。

ウ 海外協力に資する林木育種技術の開発

海外協力に資するための林木育種技術の開発について、次に掲げる調査及び研究を重点的に行う。

(ア) 林木育種技術の体系化

効率的かつ効果的な技術指導に資するため、育種による効果が期待できるアカシア属及びモルッカネムの熱帯産早生樹種の樹種別の育種技術についてマニュアルを作成する。

(イ) 品種開発に資する基礎的な林木育種技術の開発

国内樹種の育種技術を応用した熱帯産早生樹種の育種技術の開発を進めるため、アカシア属について、採種（穂）園の管理技術の開発及び交配技術の開発を行う。

(ウ) 長期的な展望に立った育種技術協力のための情報の収集等

海外における育種事情、ニーズ等の情報収集、技術協力の対象となり得る樹種についての基礎的な技術の蓄積及び材料の養成並びにこれに必要な林木遺伝資源について、100点を目標として収集する。

(5) 森林バイオ分野における連携の推進

社会ニーズに対応した優良種苗の確保等に向けて、森林バイオ分野において研究部門及び林木育種部門の連携を図り、先端技術を用いた雄性不稔スギの開発、DNAレベルでの病虫害抵抗性の特性解明及び有用広葉樹の遺伝的特性解明等に関する研究を推進する。

3 水源林造成事業等の推進

(1) 水源林造成事業

ア 事業の重点化の実施

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源かん養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

(ア) 公益的機能の高度発揮

水源かん養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、今後の新規契約については契約内容・施業方法を見直し、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業内容に限定

した契約とする。なお、平成21年度までの間は、新たなモデルの検証期間とし、その契約状況等について検証を行い、本格的な導入への対応を進める。

また、既契約分については、長伐期化、複層林化などの施業方法の見直し等により、公益的機能の高度発揮を図る。

(イ) 期中評価の反映

期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価により指摘された事項を踏まえたチェックシートを作成・活用し事業を実施する。

(ウ) 木材利用の推進

- a 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、利用間伐については、前中期目標期間（平成15～19年度）の実績（5.7千ha）以上の6千haを中期目標期間全体で実施する。

また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った利用間伐箇所については、原則として、列状間伐を実施する。

- b 急傾斜地に開設する作業道については、地質等の状況を踏まえつつ、原則としてすべての路線で丸太組工法を施工することとし、施工に当たっては間伐材の活用に努める。

(エ) 造林技術の高度化

- a 事業効果の高度発揮に向け、気候、地形等の地域特性を踏まえた造林技術の高度化を図るため、検討会を各整備局毎に年1回以上開催する。
- b 間伐の推進に向け、列状間伐の普及を図るため、職員及び造林者等を対象とした研修会を整備局毎に年1箇所以上実施する。
- c 水源かん養機能等の公益的機能の維持及び多様な森林造成の推進を図るため、整備局毎に設定した主伐モデル林等において、複層林施業に関する検討会を整備局毎に年1回以上開催するとともに、中期目標期間内に複層林誘導伐としての主伐を、各整備局毎に1箇所以上実施する。
- d 効率的な作業道の整備を図るため、丸太組工法等による低コスト路網の普及に向けた現地検討会を各整備局毎に年1回以上開催する。

(オ) 事業内容等の広報推進

造林技術の普及・啓発に向け、対外発表活動を奨励し、中期目標期間中に各種の研究発表会等に6件以上発表する。

また、対外発表内容や事業効果及び効果事例等をホームページ、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。

さらに、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続き前中期

目標期間内に設定したモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

ウ 事業実施コストの構造改善

「森林総合研究所コスト構造改善プログラム（仮称）」を平成20年度中に作成するとともに、水源林造成事業については、当該プログラムに基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、中期目標期間の最終事業年度に平成19年度と比較して9%程度の総合的なコスト構造改善を推進する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

ア 計画的で的確な事業の実施

(ア) 事業の計画的な実施

- a 中期目標期間中に、事業実施中の9区域のうち、6区域を完了する。
- b 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。

(イ) 期中評価の反映

期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

(ア) 環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

- a 必要に応じ有識者等の助言を受けながら、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施するとともに、その実施状況の検証を中期目標期間中に3件以上実施する。
- b 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、中期目標期間中における木材の区域平均使用量を、平成19年度の農林道施工延長を加味した区域平均実績の1.3倍とする。
- c 資源の有効活用に対する社会的な要請に応えるため、農（林）業用道路に使用する舗装用再生骨材及び再生アスファルト混合物利用割合を中期目標期間中にそれぞれ70%以上とする。

(イ) 新技術・新工法の採用

- a 事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に3件以上導入する。
- b 施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事を推進する。

ウ 事業実施コストの構造改善

「森林総合研究所コスト構造改善プログラム（仮称）」を平成20年度中に作成

するとともに、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、当該プログラムに基づき、計画・設計・施工・調達の最適化等により更なるコストの削減に取り組み、中期目標期間の最終事業年度に平成19年度と比較して9%程度の総合的なコスト構造改善を推進する。

(3) 緑資源幹線林道事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施

ア 債権債務管理業務の実施

平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、NTT・A資金に係る債権等について、徴収及び償還業務を確実に行う。

イ 保全管理業務の実施

機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。

4 行政機関等との連携

- ・重要な森林政策、災害や森林被害等への緊急対応のほか、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。
- ・国等の策定する規格、基準等について、策定委員会等への参加及びデータの積極的な提供により試験・研究成果の活用に努める。

5 成果の公表及び普及の促進

(1) 情報発信の強化

- ・研究所の活動及び成果等を専門家のみならず、広く国民にも理解されるよう広報の基本方針を策定し、情報発信の強化を図る。
- ・研究所が実施する研究成果の広報活動において、メールマガジン、モニター制度等、利用者からの情報を取り込むことができる双方向コミュニケーションを活用して国民との情報の共有化を図る。

(2) 成果の公表及び広報

- ・試験及び研究並びに林木育種事業の成果等については、研究報告、年報、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト（ホームページ）、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。
- ・国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究成果を発表するとともに、専

門誌、一般誌等への寄稿を積極的に行う。

- ・中期目標期間中の研究分野の成果指標である研究者一人当たりの学術雑誌への掲載論文数は、年平均1.0報以上とする。

- ・開発した新品種等に関する情報が利用者まで伝わるよう、都道府県、関係団体等と連携しつつ、積極的な広報活動に努める。

(3) 成果の利活用の促進

普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。また、一般市民を対象とした「一般公開」、「親林の集い」、「研究成果発表会」、「サイエンスキャンプ」、「森林教室」、「森林講座」のほか、「森の展示ルーム」や研修展示施設を活用して、森林環境教育や成果の紹介を行う。

(4) 知的所有権の取得及び利活用の促進

- ・知的所有権の積極的取得に努め、中期目標期間中に年平均8件以上の国内特許等を出願する。

- ・取得した知的所有権は、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を利活用して情報提供し、利活用の促進に努める。

6 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定

研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等について、民間、行政機関等からの依頼に応じ、分析及び鑑定を行う。

(2) 講習及び指導

ア 研究分野における講習

- ・国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行う。

- ・国、都道府県、大学、民間等からの若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。

- ・海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。

イ 都道府県等に対する林木育種技術の講習及び指導

新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、本所及び各育種場における講習会を合計100回を目標に開催する。また、都道府県等からの要請を踏まえて現地指導等を実施する。さらに、多岐にわたる内容の指導要請に対して、より効率的かつ効果的に講習及び指導を行うため、これまでに蓄積してきた林木育種に関する技術等について、講習及び指導に活用できるデータベースを構築する。

ウ 海外の林木育種に関する技術指導

海外研修員等の受入れ及び専門家の派遣については、支援先機関の多様化に努めるとともに、林木育種及び関連技術の実務研修の拠点としての取組を強化する。また、開発途上国等の政府機関又は公的機関、国際機関、民間企業等の多様な機関との連携・協力を推進し、林木育種分野の技術指導及び技術開発に資するネットワークの構築等を行う。

(3) 標本の生産及び配布

試験・研究等の資料として、木材標本、植物標本等を生産、保存するとともに、要請に応じて学術研究機関等に配布する。

(4) 国際機関、学会等への協力

- ・我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び内外の学会に専門家を派遣する。
- ・政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 試験・研究及び林木育種事業

(1) 収支の均衡

効率的な業務運営と資金の適切な運用により、収支の均衡を図る。

(2) 業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守

運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、中期目標に定められた経費節減目標を踏まえて適切な運営に努める。

2 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。

(2) 業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守

経費節減目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

3 予算

(1) 試験・研究及び林木育種事業

平成18年度～平成22年度予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	50,981
施設整備費補助金	1,931
受託収入	7,088
諸収入	308
計	60,308
支 出	
人件費	37,415
業務経費	8,400
うち一般研究費	4,317
うち特別研究費	1,350
うち基盤事業費	78
うち林木育種事業費	2,655
一般管理費	5,742
施設整備費	1,931
受託経費	7,088
統合に伴う減	△268
計	60,308

[人件費の見積り]

期間中総額30,592百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給、国際機関派遣職員給与及び再任用短時間勤務職員給与に相当する範囲の費用である。

[注記]

- 1 法人統合による効果として、期間中 268 百万円を減額する。
- 2 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

[運営費交付金の算定方法]

運営費交付金＝（前事業年度一般管理費× α ＋前事業年度業務経費× β ）× γ ＋人件費± δ －自己収入－統合に伴う減額

α ：効率化係数（0.97）

β ：効率化係数（0.99）

γ ：消費者物価指数

δ ：毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費＝基本給等＋退職手当見込＋休職者・派遣者・再任用職員給与＋非常勤職員給与＋児童手当拠出金＋共済組合負担金＋雇用保険料＋労災保険料

基本給等＝（前事業年度の基本給＋諸手当＋超過勤務手当）×（1＋給与改定率）

今期中期計画期間の5年間に於いて、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を5%削減する。

非常勤役職員給与＝前事業年度の非常勤役職員給与×（1－ ε ）

ε ：非常勤役職員給与抑制係数

(2) 水源林造成事業等

平成20年度～平成22年度予算

（全体）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	128,489
長期借入金及び債券	31,200
業務収入	70,218

業務外収入	1, 2 7 7
計	2 3 1, 1 8 4
支 出	
業務経費	8 6, 3 2 8
造林事業関係経費	3 9, 6 1 8
特定地域等整備事業関係経費	4 2, 1 9 6
林道事業関係経費	4, 5 1 4
借入金償還	8 8, 9 1 3
支払利息	2 7, 0 9 7
一般管理費	3, 1 0 2
人件費	1 7, 8 5 9
業務外支出	1, 5 4 3
計	2 2 4, 8 4 2

(注) 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 1 3, 9 0 1 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(水源林勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	8 6, 6 5 0
長期借入金及び債券	2 4, 0 0 0
業務収入	1 5 2
業務外収入	5 5 1
計	1 1 1, 3 5 3
支 出	
業務経費	3 9, 7 9 6
造林事業関係経費	3 9, 6 1 8

特定地域等整備事業関係経費	1 7 8
借入金償還	4 3, 4 8 3
支払利息	1 5, 5 7 4
一般管理費	1, 1 9 9
人件費	1 0, 9 5 4
業務外支出	6 0
計	1 1 1, 0 6 5

(注 1) 長期借入金及び債券は、国庫補助金等に見合う額を計上した。

(注 2) 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	4 1, 8 3 9
長期借入金及び債券	7, 2 0 0
業務収入	7 0, 0 6 6
業務外収入	7 2 6
計	1 1 9, 8 3 1
支 出	
業務経費	4 6, 5 3 2
特定地域等整備事業関係経費	4 2, 0 1 8
林道事業関係経費	4, 5 1 4
借入金償還	4 5, 4 3 0
支払利息	1 1, 5 2 3
一般管理費	1, 9 0 3
人件費	6, 9 0 6
業務外支出	1, 4 8 3
計	1 1 3, 7 7 7

(注 1) 長期借入金及び債券は、国庫補助金に見合う額を計上した。

(注 2) 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

4 収支計画

(1) 試験・研究及び林木育種事業

平成18年度～平成22年度収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	57,733
経常費用	57,733
人件費	37,415
業務経費	7,165
一般管理費	5,184
受託経費	6,543
減価償却費	1,694
統合に伴う減	△268
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	57,733
運営費交付金収益	49,190
受託収入	7,088
諸収入	308
資産見返運営費交付金戻入	1,147
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注記]

- 1 当法人における退職手当については、その金額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 2 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

(2) 水源林造成事業等

平成20年度～平成22年度収支計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	12,509
経常費用	12,509
分収造林原価	161
販売・解約事務費	52
一般管理費	581
人件費	1,147
財務費用	10,568
収益の部	12,763
経常収益	12,763
分収造林収入	50
販売・解約事務費収入	52
資産見返補助金等戻入	14
国庫補助金等収益	11,854
財務収益	327
雑益	467
純利益	255
目的積立金取崩額	119
総利益	374

(注) 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4 0 0, 3 8 2
經常費用	3 9 9, 5 2 5
譲渡原価	3 8 6, 6 6 6
一般管理費	4 1 9
人件費	1, 0 1 3
財務費用	1 0, 8 4 8
雑損	5 7 8
臨時損失	8 5 7
収益の部	4 0 0, 9 0 9
經常収益	4 0 0, 9 0 9
割賦譲渡収入	1 0 2, 0 8 4
資産見返補助金等戻入	2 8 4, 5 8 2
政府交付金収益	2, 1 1 8
割賦利息収入	1 1, 4 5 6
財務収益	4 4
雑益	6 2 5
臨時利益	0
純利益	5 2 7
目的積立金取崩額	7 1 8
総利益	1, 2 4 5

(注) 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

5 資金計画

(1) 試験・研究及び林木育種事業

平成18年度～平成22年度資金計画
(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	60,308
業務活動による支出	56,308
統合に伴う減	△268
投資活動による支出	4,268
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	60,308
業務活動による収入	58,377
運営費交付金による収入	50,981
受託収入	7,088
その他の収入	308
投資活動による収入	1,931
施設整備費補助金による収入	1,931
その他の収入	0
財務活動による収入	0
その他の収入	0

(注) 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

(2) 水源林造成事業等

平成20年度～平成22年度資金計画
(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	130,775

業務活動による支出	67,599
投資活動による支出	17,400
財務活動による支出	43,483
次期中期目標期間への繰越金	2,294
資金収入	130,775
業務活動による収入	47,451
補助金収入	46,439
政府補給金収入	309
収穫等収入	107
その他の収入	596
投資活動による収入	17,000
財務活動による収入	63,902
緑資源機構からの承継額	2,422

(注) 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	132,844
業務活動による支出	70,000
投資活動による支出	4,000
財務活動による支出	45,430
次期中期目標期間への繰越金	13,414
資金収入	132,844
業務活動による収入	112,457
補助金収入	39,721

政府交付金収入	2, 1 1 8
負担金・賦課金収入	5 9, 0 7 5
その他の収入	1 1, 5 4 2
投資活動による収入	4, 1 7 4
財務活動による収入	7, 2 0 0
緑資源機構からの承継額	9, 0 1 3

(注) 四捨五入の関係で計が一致しないところがある。

第4 短期借入金の限度額

1 試験・研究及び林木育種事業

1 3 億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入れが遅延

2 水源林造成事業等

6 0 億円

(想定される理由)

債券発行の遅延

その他一時的な資金不足

第5 重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売及び公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限) 2 9, 9 0 0 ha

水源林造成事業等に係る以下の保有資産については、事業縮小に伴う人員の状況等に応じ、売却等の処分に努める。また、その他の保有資産についても、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含め検討する。

<売却対象物件>

1 事務所

宮ノ森分室(札幌市)

2 宿舍

職員共同住宅 (3DK:盛岡市)

島崎分室(熊本市)

職員宿舎(3階建:熊本市)

職員宿舎(4階建:熊本市)

第6 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究・事業用機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、経費節減・負担軽減を図る業務及び人材育成に係る経費に充てる。

第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務の適切及び効率的な実施を確保するため、研究の重点課題の達成、品種開発、省エネルギー対策等に必要な整備を行うほか、施設及び設備の老朽化等に伴う整備・改修を計画的に行う。

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額
研究・事業用施設の整備・改修等	1,931±ζ
研究施設の整備・改修等	1,091±ζ
林木育種設備の整備・改修等	840±ζ

[注記]「ζ」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

ア 試験・研究及び林木育種事業

試験及び研究等並びに林木育種事業の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。

管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

(参考１)

期首の常勤職員数	8 2 2	人
期末の常勤職員数の見込み	7 8 7	人

イ 水源林造成事業等

定年退職者の不補充に加え、事業の見直し、組織の再編・統廃合、業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な配置及びセクションを超えた人事配置等を推進する。

(参考２)

期首（平成20年4月1日）の常勤職員数	6 1 6	人
期末の常勤職員数の見込み	4 4 2	人

(注) 期末の常勤職員数は、独立行政法人整理合理化計画に基づく横断的な雇用確保対策による取組等を前提として見込んだもの

(2) 人材の確保

研究職員の採用については試験及び研究等の推進に必要な優れた人材を確保するため、広く公募等により行うこととする。また、若手研究職員採用における任期付任用制度の導入及び女性研究者の積極的な採用を行う。

3 環境対策・安全管理の推進

事故及び災害を未然に防止するため、研究所に設置している関係委員会による点検、管理、施設整備等に取り組むとともに、教育・訓練を実施する。

環境負荷の削減の観点から、施設の整備及び維持管理に取り組むとともに、資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化、循環資源のリユース及びリサイクルの徹底、化学物質の管理強化等を推進し、これらの措置状況について環境報告書として公表する。

4 情報の公開と保護

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報公開業務の充実を図り、適正かつ迅速な対応に努める。

個人の権利及び利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いをより一層推進する。

5 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律附則第2条に規定する積立金の処分

(1) 水源林勘定

緑資源機構の解散の日の前日を含む事業年度における積立金は、借入金利息及び債券利息に充てるものとする。

(2) 特定地域整備等勘定

緑資源機構の解散の日の前日を含む事業年度における積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てるものとする。

6 中期目標期間を超える債務負担に関する事項

特定地域整備等勘定

6, 037百万円 3年